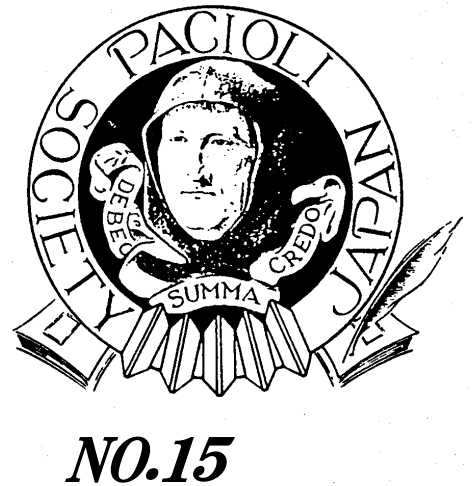


A A A

ccounting,
rithmetic &
rt Journal



The **IP**ACIOLI **S**OOCIETY **U**JAPAN

2000.05

第8回会計史家国際会議

2000年7月19日から同21日にかけて、スペイン・マドリード郊外にあるマドリード・カルロスIII世大学社会学部キャンパスにて開催されます。大会プログラムと申し込み手続きは本誌巻末を参照され、詳細については大会準備委員長・ヘルナンド・エステベ氏宛てにご連絡ください。(スキャン画像を貼ること←スペイン語フォントが無い為)

Esteban Hern a dez-Esteve

CONVENOR

8TH WORLD CONGRESS OF ACCOUNTING HISTORIANS

Asocia c o n Espaola de Contabilidad

y Administraci o n de Empresas (A E C A)

Alberto Aguilera,31,5 ° ·28015 MADRID·Spain

Fax:(34)91 541 34 84·Email:info@aeca.es

WWW.aeca.es/pub/wcaha.htm

上記の図柄は第8回国際会議を後援するスペイン経営経理協会(AECA)のロゴマークです。スペインが誇るプラド(Prado)美術館に架かる絵画「両替商とその妻」の左半分を模したもののようです。これはクエンテン・マセイス(Quentin Massys:1464/1540)の作品(ルーブル美術館蔵、1514年)にならってネーデルラント人 Marinus van Remerwale が1539年に描いたものです。ときはルネサンス、祭司や武人のために描かれていた肖像画が庶民の手に届くほどに経済的にも文化的にも豊かとなり、キリスト教世界で卑しく思われていた両替商たちでさえ芸術的息吹を享受したようです。注文主である商人を描いた肖像画として最も古いものの一つとされています。ちなみに、かの「ウルビーノ侯とパチョーリの肖像」(ナポリ・カポティモンテ国立美術館蔵、1495年)の場合は、ピュタゴラスやユークリッドを押し退けて、ルカ・パチョーリが実写された数学者の肖像画として最古のものだそうです。



はじめに

本日は、日本パチョーリ協会第 12 回フォーラムにお招きいただき、仲介の労をおとりいただいた佐々木先生をはじめ関係の諸先生には深く感謝申し上げます。今日は古代ローマ社会において「銀行業」がどのような活動をし、それに対して法がどのように規律を与えていたのかということについてお話しさせていただきたいと存じますが、ルネサンス期のパチョーリをテーマに掲げる本協会のフォーラムでなぜ古代ローマの話なのかについては、多少説明を要するかもしれません。つまり、現在われわれが「ローマ法」というとき何に典拠を置くかと申しますと、紀元後 6 世紀に編纂されました『ローマ法大全 *Corpus iuris civilis*』に置くわけです。ここに採録されているルールは、多くその起源を紀元前後から 3 世紀に有しているだけでなく、その後の、特に 11 世紀末以降のボローニャに始まったヨーロッパ各地における大学法学部創立に伴う教育および実務の展開のなかで常にその出発点とされたという特徴を有しているわけです。たとえば 13 世紀にその頂点に達する註釈学派は、前記法典を疑い得ないものと大前提してそこに含まれている各条文の言語的・文法的説明、各条文間の矛盾なき説明に重点を置き、いわばそこには疑うべくもない真理が含まれていることを証明していくことを重要な任務としたわけです。すなわち、時代が変わっても使用され続ける法典が前記法典という時代が長く続いていったといえます。その結果 15 ないし 16 世紀の法制度に焦点をあてる場合でも、当該時代固有の史料だけでなく、古代ローマ社会で当該法制度がどうだったのか、そしてそれを『ローマ法大全』がどう規定していたのかを知ることが不可欠の場合が生じ得ることがあります。そこで、ここでは、パチョーリが初めて生み出したとされることの多い複式簿記という方式についての特質や意義理解をより深めることにわずかでも資することを願いつつ、その法制度的前提となっていた古代ローマ社会における「帳簿」を「銀行業」との関係でながめてみることにいたします。もちろんここで「帳簿」といっても、貸借平均原理に基づく自検作用を持つ点に特徴を有する複式簿記を前提に日計表、仕訳帳、元帳の 3 要素など近代簿記が前提にしている要件をすべてみたしているものだけを「帳簿」といつているのではなく、広く収支を記録している書面とまずとらえて、史料を検討することにいたします。

I. 古代ローマでは、金銭を扱う人々が史料上 *argentarius*, *collectarius*, *coactor*, *mensarius*, *mensularius*, *nummularius*, *trapezita* などと表現されて、紀元前 4 世紀以降文学作品、パピルス、碑文などに数多く登場してきます。そして彼らは、主に両替、金銭の保管や貸与、競売に関与していました。これらの活動を扱った法史料で法学者や立法者は、消費貸借契約、寄託契約、委任契約、組合契約、文書契約、引受約束（契約）などという契約法の外、更改、弁済などを議論する際にその対象にしています。これを「帳簿」と関連させますと、たとえば移転記入 *nomina transscripticia*、「銀行業者」の引受約束 *receptum argentarii* という制度を例に挙げることはできますが、伝統的概説書に従いますと、前者では売買など諾成契約上の債務をまだ受領していないにもかかわらず債権者が受領したと「帳簿 *codex accepti et expensi*」に記入し、そして同債務者に同一額を貸与していないにもかかわらず貸したと記入することによって従来の債務が文書契約上の債務に転換するといういわば債務の発生原因の変更を行ったり、債務者から返済されていないにもかかわらず受領した旨記入し、第三者に同一額を貸していないにもかかわらず貸し与えた旨記入することで文書契約が成立していわゆる更改を果たし得ることになります。また後者は、「銀行業者」が合意の相手方に一定額の金銭その他を第三者の計算で支払う旨を約束するもので、その効果は他人の債務の弁済約束 *constitutum debiti alieni* と酷似し、通常は相手方も第三者も銀行の顧客のことが多いとされ、また前者と異なり法律上の要件として文書記入は課されない、とされています。しかし、何らかの帳簿の類を使用していたらろうことは容易に推測されます。

II. 1. 前述のように、「銀行業者」は両替行為の外、金銭寄託、金銭消費貸借、競売参加を主な

活動内容としていますが、さらに国家の徴税業務など公的活動に関与する場合もあり得ました。後者の場合には、パピルス文書にみえますように、税を支払うことができない人に対して金銭貸付を行なう場合が多くあったようです。金銭寄託については、当該金銭は多くの場合寄託者ごとに封印されて個別化されましたが、第三者への支払もここから行なわれ得ました。金銭消費貸借行為では、業者は自己資金を使用することもあります。寄託されている金銭を利用することも可能で、いずれにせよ利息付が原則となります。この利息については利息制限法がすでに前5世紀から存在しますが、特に紀元前2世紀ころから盛んになる地中海貿易に関係して、海上消費貸借とよばれる利息制限法の適用を受けない貸金業が法制度上承認されるようになります。ギリシア起源とされる本制度がいつローマ世界に取り入れられ、いつ法制度として結実したかは難しい問題ですが、少なくとも法史料ではキケローと同時期のセルウィウス=スルピキウス・ルーフスに遡ることができます(Ulp. D. 22, 2, 8)し、さらにカトーやリーウィウスにも遡ることができると思います。前2世紀頃にはローマの制度として存在していたといえることになりましょう。海上消費貸借にあつては、たとえば貸金業者は商人や船主に通常50%程度の利息付で元本を貸し付け、それを元手に借主は商品を購入して他の地方に輸送し、現地でそれを売却した上でさらに当地の特産品を購入して帰途につき、無事に航海を終えてローマやナポリに戻ってきたときにかぎり、利息付で元本を返還するというものです。すなわち、この取引関係において債務者にとっての利点は航海の危険をいわば担保されている点にあり、このことは同時にその際の損失を貸主が負わねばならないという側面を持っていたことを意味しますし、他方、債権者の利点は、当時の海上貿易が危険を伴うものであるがゆえに貸付け金を全部または一部失うおそれがあるとはいえ、自らの財産を高利で運用できる点にあります。このことが、本制度が保険の役割もはたしていたといわれる所以です。最後に、競売行為への参加は、いろいろのケースがありましたが、たとえば競売当事者への金銭貸付があります。しかし、いずれにせよ、これらの人々がどのような「帳簿」を利用していたのかは、残存法史料からはなかなか明確にはわかりません。

2.さて、ラテン語文献史料をみてみますと、「帳簿」に相当しそうなものとして、*calendarii* (日計表)、*codices* (出納綴り)、*membranae* (羊皮紙仕訳帳)、*rationes* (勘定元帳)、*ratiunculae* (出納手帳)、*tabulae* (出納表)などが登場してきますし、また概説書には特に *codex accepti et expensi* と通称されているものが記述されることが多く、近代ヨーロッパ語で家計簿、出納簿、貸方借方帳簿などと訳されております。これらの中で特に法史料の『学説彙纂 *Digesta*』においては、勘定元帳について、『銀行業者』は、勘定元帳を提示するよう命じられる。それは、『銀行業者』自身との紛争なのか、それとも『銀行業者』以外の者との紛争なのかの区別がない(Gai.D.2,13,10pr.[1 ad ed.prov.]) という言い方のなかで取り挙げられております。また、「・・・勘定元帳とは、相互に供与して受領する、貸し与える、債務を負わせ、そして自身のために弁済すべくした取引に関わっている。そして債務の支払いのみによっては、いかなる勘定元帳も存在しない・・・」(Ulp.D.2,13,6,3[4 ad ed.]) とされて、主に何が記載されるべきか特定されているだけでなく、さらに『銀行業』の店を司る者たちは、自らに関わる勘定元帳を日付とコーンスル名を付したうえで提示すべし(Ulp. D. 2, 13, 4pr.[4 ad ed.]) とされていることから、法的な意味を有する「帳簿」の要件が明確にされております。では、『銀行業者』とはいかなる人たちなのかと申しますと、「・・・家子もこれらの文言に含まれ、あるいは彼自身が提示することを強制される。父親もなのか疑問とされる。・・・さらに、奴隷が『銀行業』を行なった場合において、たしかに主人の意思の下で行なったときには、主人が<勘定元帳を>提示することを強制され、自身でなしたのと同様にその者への訴訟が付与されるべきである。しかし、主人が知らない状態でなしたときには、主人は勘定元帳を持っていない旨の宣誓をするだけで充分である。もし奴隷が特有財産で『銀行業』をなすときには、主人は特有財産訴権または利益転用物訴権で責任を負わされる。しかし、主人が営業元帳を持っているのに提示しないときには、連帯して責任を負わされる」(Ulp. D. 2, 13, 4, 2-4) という法文からして、「銀行業者」は原則として家父、すなわちローマ市民権を持っている家父長ということになり、例外的に家子、奴隷の場合もあり得たということがわかります。

III.法の観点からみた以上の言い方は、現実をより直接的に反映しているはずのその他の史料ではどうなっていたのかみてみましょう。まず文献史料では、前2世紀のプラウトゥス以降散見されますが、キケローの法廷弁護論の中には比較的まとまって登場してまいります。そこには、法史料の中で使われていた勘定元帳ではなく、むしろ出納表とか出納綴りといった表現が頻出していますが、それと法史料上の概念とどう関係しているかは良くわかりません。しかもキケローにおいては、「帳簿」の記載事項は何なのかについて網羅的に明示されているわけではありません。

そこで補助史料として重要になるのが、非文献史料です。たとえば前2世紀に比定されているあるパピルスは、24,2×31,8cmの大きさの中に左欄に人名、右欄に金額を列挙して全15段から構成されていますが、おそらく『銀行業者』か商人の「帳簿」とみられています(P. Tebt. III-2, 890)。たとえば、その第1段を一瞥してみますと、

同じくクセニ[]のためにアンモーニオンに	2タラント1タラント
商人アレイオスの	1タラント3000ドラクマ
エスティオドーロスの息子アポローニオンに	
ならびにアンティパトロスの息子アリストーンに	700ドラクマ
アンティパトロスの息子アリストーンの	700ドラクマ
タントカ出身オーロス・・・ミュソス出のアンティオパトロスの息子ゼーノドーロスに2タラント分の粗麻糸	2日に 2タラント2270ドラクマ
ミュソス出のアンティオパトロスの息子ゼーノドーロスの・・・差し引いて	2タラント2000ドラクマ

また、オキシリュンコス村で発見され、4世紀に属するあるパピルス(P. Oxy. 1288)によると、

私により受領された金銭勘定	
購入の支払いとして	15タラント6アルタバエ
同じくパン屋への支払いとして	8タラント3アルタバエ
ろば用支払いとして	6タラント10アルタバエ
船、負担用支払いとして	9タラント
荷船用支払いとして	2タラント
労務のためにパルラディアスに支払った	1タラント
現物税のために私が支出した2束の代金	2タラント
パルラディアスの乳母が費用のために	銀1タラント
私が葡萄酒屋を開き持ち出した	葡萄酒51壺
河川労働者の費用のためにモルスへ	4タラント
明礬のため	20タラント2200ドラクマ
アンキサスへの束の代金	1タラント
ノンナの靴(?)の代金	1200ドラクマ
私がアレクサンドリアに送った所有者たる君に	8タラント
質物のために	180タラント
2ヵ月分の利息のために	10タラント
・・・	
・・・	

となっており、少なくとも見開きで左右に貸方、借方という記述方法はとられておらず、縦方向に記述されている点が共通といえます。

おわりに

以上の「帳簿」を総じてみてみますと、その日の取引だけについて記したにすぎない日計表から、週計表、月計表、取引の発生順に乱雑に記載されたもの、債権部と債務部とに大きく二つに分けられたもの、取引先別に分けられたもの、また目的物別のものなど、多岐にわたっております。これらの中で、「銀行業者」が年月日を明示したうえで、受領や支払など取引内容が書かれてあるものが勘定元帳と名づけられて、法的にその提出義務が課されていたのではなかろうか、と考えられます。

もちろん、これは、一年間にわたる収入と支出、資産についてすべて記載された上に、借方記入の総計と貸方記入の総計とが常に一致しなければならない、また決算に際して損益計算と貸借対照表とが同じ純損益数値を示さねばならないという商業帳簿とは異なるものであることは明らかであります。しかし、だからといって古代ローマ社会にはおよそ「帳簿」が存在せず、またその機能をはたしたのもなかったとはいえないでしょう。この点の解明は、おそらくローマ社会における経済の特質の解明と直結していると思われま。

この点に関して、「銀行業」の担い手の問題が取り上げられることがあります。たとえば近時精力的に活躍している *Burge* によりますと、「銀行業者」は奴隷または元奴隷によって担われており、しかも彼らはローマの大貴族のいわゆる *familia*（家集団）の下層部をも形成して当該集団内の金銭の動きを担っていたとされております。すなわちローマの「銀行業」は、地域的、人的集団の中に組み込まれ、そのような性格を持っていたということになります。しかし、たとえば墓石などの図像によりますと、ローマ市民を示す服装をした者も両替業務に携わっていることが明確ですし、何よりも先ほどの法史料にありましたように、「銀行業者」は家父、すなわちローマ市民が原則なのであります。たしかにいくつかの文献史料によりますと、両替業は卑しい仕事である旨の発言がみられたりしますので、「銀行業者」には奴隷など社会的下層民が就いていた場合もあったことは否定できないだろうと思われま。しかし、社会的上層部に属する人々がそのような業務に携わることは法的に不可能だったのではなく、むしろ携わることがあったことも認めなければならないのではないのでしょうか。つまり、広大なローマ国家のあちこちに散在する所領を経営する大貴族たる家父が、他の家父と利益対立関係の場を形成することも充分あり得たと考えられます。その時にはその取引関係を示す、また一定期間の自らの資産の動きを示す「帳簿」が存在していたことも否定できないと考えられます。

そういたしますと、古代末、中世と展開していく「帳簿」の源は、担い手の観点からみると、社会的下層を形成していた者たちのつけていたものと、社会的上層を形成していた者たちがつけていたものとの二つにあり、それが「公証人」が制度化されていく古代末以降にだいに厳密さを増していったと考えられないのでしょうか。特に「公証人」は、ローマ国家の西部分がゲルマン人たちに奪い取られてしまった後に残った東部分で法の平面に押し上げられ、さらに6世紀前後には利息制限法の新たな規律も作られるなど社会的上層を形成していた元老院階級だけでなく商人層の貸金業務の存在も確かであることから、「帳簿」の保存・展開に大きな役割をはたしたように思われま。このように古代末までの展開を前提に考えますと、両替業務や貸金業務を行っていた「銀行業」およびそれと関係していた蓋然性が高い「帳簿」はその存在を否定されただけでなく、むしろ利益対立的な場での形成・展開の可能性も充分考慮に入れて考察しなければならないと考えられます。以上、たいへん雑駁なお話をを静聴していただき、ありがとうございました。

(附記) 本稿は、当日の公演原稿に若干の手を加えたものである。なお、参考文献は、1980年代以降に限ると、

J. Andreau, *La vie financiere dans le monde romain*(Paris 1987).

R. Bogaert, *Trapezitica aegyptiaca*(Firenze 1997).

A. Burge, *Fiktion und Wirklichkeit: soziale und rechtliche Strukturen des romischen Bankwesens*, in: *ZSS*. 104(1987), SS. 465-558.

R.M. Thilo, *Der Codex accepti et expensi in romischen Recht*(Gottingen 1980).

瀧澤栄治「ローマ『銀行』制度と法」『法制史研究』 45(1995)113-131頁。

[平成11年11月13日大東文化大学にて開催した第12回フォーラムでの講演録です。]

◆会計史家国際会議のプログラム連絡先： SIASA CONGRESOS 8TH WORLD CONGRESS OF ACCOUNTING HISTORIANS Paseo de la Habana, 13 · 28036 Madrid, Spain Tel.:(34)91 457 48 91 and (34)91 457 44 95 Telex:46999SIACE Fax.:(34)91 458 10 88 E-mail:siasa@retemail.es 07

世界会議の申込書並びに連絡は次の通りです。大会登録料（ランチョン・レセプション・ディナー

フィーを含む) 40,000ptas. (同伴者 20,000ptas.) とホテルフィーを添えて、下記の書式 (コピー) に従って登録してください。

The **IP**ACIOLI **S**OCIETY **U**APAN

日本パチョーリ協会 〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学 商学部 三代川 研究室 TEL.03-3955-8783
The Institute for Management and Accounting / Takushoku Univ. Miyokawa Office